

(青森県) 五所川原市広報

市政ニュース

毎月5.15.25日 発行第137号 一部2円
発行所 五所川原市役所 印刷所 青森民友新聞社

中学校統合の必要性

五所川原市教育委員会

義務教育の6.3制が実施されてから、20年になろうとしていますが、中学校教育は、いまだに多くの問題をかかえています。当市中学校の実態のあらましをのべて、ひろく市民のご理解を得たいと思います。

市当局も教育には力を入れていますが、老朽校舎もあり、特別教室の不足など、教育施設も十分とはいえ、校地も狭く、満足な運動場すらない学校もあります。しかも、五所川原を除いては全部9学級以下の学校ばかりのため、教科担任教師の配置も不十分で、都市の生徒との学力差が、ますますひらいてゆく傾向にあります。

当市の39年度の中学校生徒数は3,721人ですが、51年度には2,713人となり、1,000人も減少します。現在でさえも適正を欠いている小規模校が、10年後には6学級程度の小規模校となり、学力の向上など、とうていおぼつかないこととなります。

こうしたことから中学校の統合が、切実な問題としてもありあつたわけです。こうした小規模校を統合して適正なものとし、近代的な校舎を建て、教科担当教師の配置を十分にし、教材教具の活用度を高めることによって、生徒の学習意欲をさかんにし、学力の向上をはかることができます。このような実情から、教委としては今回その手はじめとして、五中松中の統合をとりあげたいものです。

関連記事は2.3面へ

自作農維持資金 農地等取得資金

の借入申請

4月12日～17日

市農業委員会では、昭和四十年度、第一回目の自作農維持資金、および、農地等取得資金の申請受付を、つぎにより行ないます。希望者は、期間内に申し込んでください。

この資金の有資格者は、農耕地(田畑)経営面積が一町歩以上の専業農家で、農業経営安定をはかるため農民がその基盤である、田

や畑を取得するため資金を必要とすることが要件となっております。

◇維持資金

疾病、災害、相続等によつて、急に資金が必要になり、自分の農地を売却しなければならぬ事態が発生したとき、長期かつ低利に貸付され、細分化を防止し農地を維持して、農業経営の転落を防止することが目

的とされております。

◇取得資金

農地等の所有権移転について、農地法第三条による許可済のもの、あるいは近期中に許可見込みのものでなければ対象になりません。その他、公租公課、他種借入金金の滞納者、生活扶助者および開拓農家については成功検査未済者、または、不合格者等は対象となりません。

◇借入金額および利率

自作農維持資金(年五分) 最高額三十万円 農地等取得資金(年三分五厘)

◇償還期間

償還期間は、当該農業者が、資金借入後、実施する農業経営改善結果による経済余剰、および他種借入金の償還金等を勘案して、これに見合う最高期間とします。

◇受付期間

昭和四十年四月十二日～十七日、午前九時から午後三時まで。

◇受付場所

五所川原市農業委員会事務局 なお、くわしくは市農業委員会、または各農協にご相談ください。

犬の登録と

狂犬病予防注射

犬の登録と、狂犬病予防注射をおこないます。あなたのかわいい犬が、登録(年1回)を申請しなかったり、予防注射(年2回)をうけなかったときに、県が指定した捕獲人に捕えられることがあります。

◇登録料金…300円

◇予防注射料金…指定した期日、場所で行ったときは230円、その他の場所では300円

◇申請者は、印かんをご持参ねがいます。

実施日程 (4月)

5日	五所川原地区 小曲	公民館前	10時～2時
6日	〃	市役所前	10時 2時
7日	中川地区 三好地区	支所前 〃	10時～11時 1時～2時
8日	毘沙門地区 長富地区	出張所前 集会所前	10時～11時 1時～2時
9日	栄地区 梅沢地区	支所前 〃	10時～11時 1時～2時
12日	七和地区 長橋地区	支所前 〃	10時～11時 1時～2時
13日	松島地区	支所前	10時～12時
14日	飯詰地区	支所前	10時～12時

小中学校 △17日栄中、長橋中、飯詰中、中川中、松島中、七和中△20日五所川原中△21日三好中△23日鶴ヶ岡小、羽野木沢小、梅泉小、前田野目小、毘沙門小、野里小△24日五所川原小、松島小、藻川小、田川小、高野小△25日南小、松野木小、飯詰小、沖飯詰小、七ツ館小、一野坪小、栄小

○建設中の公営住宅は三月末には入居者決定の抽せん会がおこなわれ、四月初旬に入居の予定

五所川原中学校と松島中学校の統合が、去る一月三十日の市議会で、いよいよ本ぎまりとなり、四月一日から五所川原第一中学校として発足することになりました。ところで五所川原中学校と松島中学校を統合し位置を旧十川のはとりにきめたのは、いろいろの事情を考え、慎重に審議し、もつとも条件がよいと判断したからです。その理由などについてはつぎの説明によつて、ご理解とご協力をいただき、お互いに手を取りあつてりつぱな教育の場を築きあげていきたいと思ひます。

統合した理由は

五所川原中学校と松島中学校は、ともに兵舎の古材で建てられたもので、老朽がひどく、これまで何回か補修を重ねてきたものです。とくに、松島中学校は、もう新築しなければならぬ時期がきております。

それに五所川原中学校は三十八年一月頃から新築の聲が高まり、再三にわたつて請願されていたけれども現在の敷地は四・九〇〇坪（一部で校庭だけでも六・〇〇〇坪あるといわれておりますが、それは間違いです）で、文部省基準の必要面積の半分にもおよばず、困つていたものです。

そこで、適正な学級編成による専門科目担当教師の配置体系、施設、教具の集中整備による効果的財政運営などを考えあわせて、国の財政援助の有利な統合中学校を、建てることにふみきつたものです。

なぜこの土地を選んだか

五所川原中学校そのものを考えれば、駅のすぐ東側が適当な位置と思われますが、地価が高く、現在の市の財政力では無理です。

その点、予定地は、公共施設が完備されたもので、他とは比較にならない安い価格で分譲され、しかも五年の年賦で支払いすればよく、敷地も一〇・〇〇〇坪を予定していますので、三〇〇メートルのトラックに野球場も設定できるという好条件があります。

建設予定地と松島中学校とは、数百メートルの距離にあるので、学校運営の面からいっても統合はのぞましく、岩木川と五能線の間

に細長く形成された市街地を均衡のとれた円形に拡大するという将来の都市構造の点からしても、適当であると思ひます。

さらに通学距離について、市街地からの通学は、いまのところ鎌谷町を通るものとして、クルマメーターで図上測定したところもつとも遠い小曲から四・三キロメートル、三ツ谷金山、一野坪からともに四キロメートルであつて、文部省基準の六キロメートルを下まわり、しかも、学区の東西南北、いずれからみても、ほぼ中央に位置しています。

将来の推定生徒数

総合中学校は、将来、人口の増加にともない、生徒数がふえるのではないかと心配されるむきもあります。が、現在の児童、生徒数から推計しますと、昭和四十

年度は一・六三七人で三十五学級、四十一年度は一・五四六人で三十三学級、四十二年度には一・四二九人で三十学級、さらに四十三年度には一・三八七人で二十九学級と、生徒数が年々減少してきています。

それについて、五所川原中学校には、栄、中川地区などから学区を越えて入学している生徒がかなりいるので、今後、それぞれの学区の中学校に入学するようにすれば、学級数はさらに減ることになります。

さらに、今後、人口が多少増加しても、家族計画の普及、および中、高校卒業者の県外就職、中堅労働力の離農などにより、出生率が低下し、人口に対する生徒数の割合が著しく落ちるので、生徒数は、さらに減るものと考えられます。

力をあわせて築こう

統合中学校

五所川原市教育委員会

通学道路の整備計画

なります。

近年、市街地が周囲に大きくひろがってきているので、これまでの都市計画道路では、十分ではなく、東部地域についても、統合中学校の建設を契機に再検討の段階にあり、現在考えられているものとしては：

- △駅から森林軌道を拡巾し吹畑にいたる線
- △漆川の部落から予定敷地につながる線
- △敷島町から旧十川を渡り漆川にいたる線
- △旧十川と五能線の間を下平井町から、工業高校前にいたる線

みんなて建てるよう
りつぱな安全、とりし、生徒

財政上の利点

五所川原中学校と、松島中学校を、それぞれ現在地に、新築した場合の補助基準は、危険校舎分についてのみ、三分の一、統合中学校の場合は基準坪数総体について二分の一であり、起債についても、有利な取扱いになっていきます。用地費には、補助はつきませんが、起債が認められ

町の学校は町への声に対して

生徒にとっても、父兄にとっても、自宅と学校との距離が近ければ、それには越したことはないかもしれません。また郷土に対する郷愁、学校の伝統に対する愛着の念は、一朝一夕にして断ちがたいものです。

しかし、市制を施行してから、十年の歳月が流れております。市の行政態度としては、市全体の発展をねがうもので、地域によって差別的な見方をすることは考えられないことです。学校教育にしても、同じことです。町の学校と農村の学校は、常に先生が交流されますし、教える態度にへだたりがあるわけではありせん。

むしろ、町と農村の生徒が一緒に学ぶことによって社会構成の認識を深め、見聞を広めることに役立つ利点が多かろうと思えます。したがって、町の学校は町へなどという偏見からはなれて、市全体の立場から判断してもらいたいと思えます。

予定地の敷地購入費は、五年の年賦払い、取付道路工事は不要、汚水処理施設費も少なくすむという、好条件にあります。しかも、現在の五所川原、松島、両中学校のあと地が、市有地

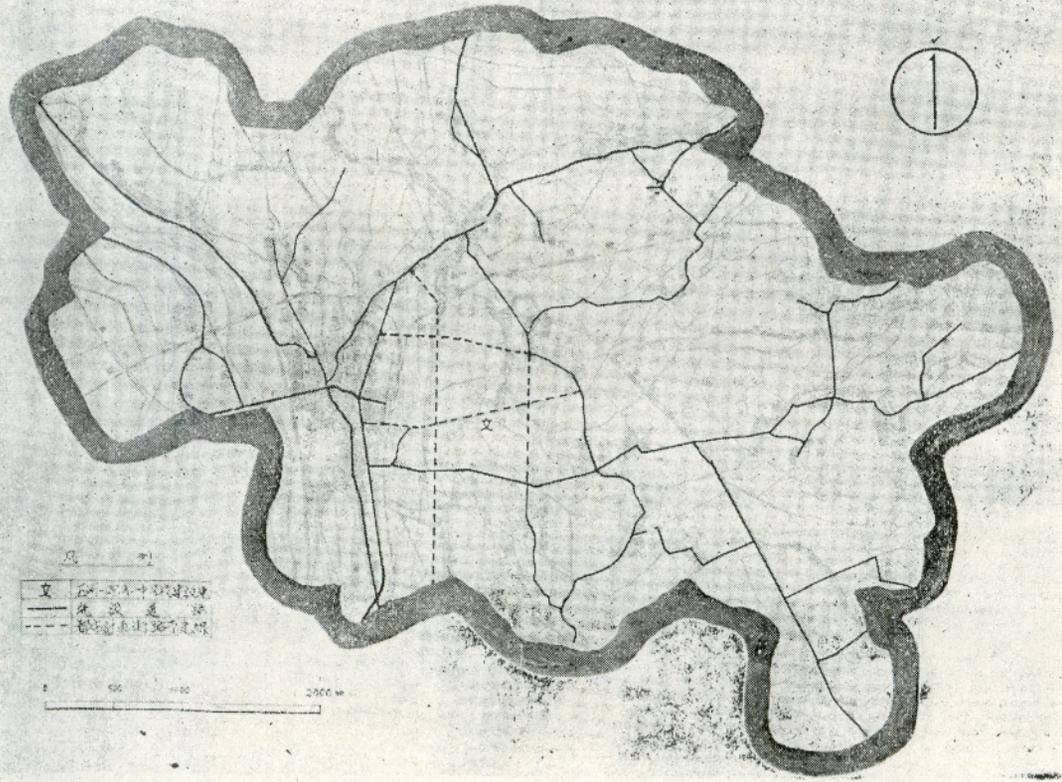
五中を現在地に建てた場合

かりに現在地に、鉄筋コンクリート三階建の校舎を建てるとすれば、新築校舎の位置が問題になります。現在の校舎を解体すれば生徒の収容場所がなく、東側道路より建てれば、建

として、今後大きな利用価値を持つものです。かりに、他に統合中学校の敷地を求めたとすれば、購入費、整地、排水溝、取付道路の工事費などが、即時払いとなりますので、その支払いに追われ、着工は相当おくれることとなります。

南側の校舎分に対してのみ三分の一で、あとは、自己負担ということになります。それでは市の財政計画がともないませんので、あとの校舎は後年、補助対象となつてから増築ということに危険校舎、屋体、その他の校舎と、こまぎれ建築になる関係から、校地に対する校舎の配置が、合理的にいかず、狭い校地をこさから狭く使うことになり、野球すらもできない結果になります。

五所川原第一中学校学区



文 五所川原第一中学校学区
 主要道路
 境界線

緑にかこまれ

施設の完備した団地

県住宅協会は、松島団地の宅地分譲希望者を、つぎにより募集します。

団地名および所在地

松島団地
五所川原市大字吹畑、石岡および漆川

分譲区画数
三〇五区画
一區画当り坪数
六〇〜一〇〇坪(平均七五坪)

松島団地分譲募集

分譲価格
六、三〇〇円〜九、五〇〇円(一坪当り)
分譲価格は、工事費および面積の増減によって、

多少変動することがありますから、ご了承ください

分譲条件

①分譲代金は、契約のときに概算価格の半額を支払い残額は、精算によって、土地引き渡しの際に支払って、いただきます

②当該宅地の引渡しを受けた日から、二年以内に住宅を建設できる方

譲受人の資格

①自ら居住するために、住宅建設敷地を必要とし、所定の土地代の納入ができる方

②五所川原市に、居住するか、または、職場を有する方、および、近く五所川原市へ居住希望の方

③確実な連帯保証人のある方(申込人と同等以上の資力のある方)

④世帯構成は、二名以上であること(婚約者を含む)

譲受人の決定
①住宅協会による書類審査および、実態調査

分譲希望者多数の際は審査のうえ、抽せん、その他の方法により決定します

申し込みの方法

①申し込みは、一世帯一區画に限り、ただし、特別の事情のある方は、別途考慮します

②申し込みの際、提出する書類

(1)宅地購入申込書(協会所定のもの) 二通

(2)住宅を必要とする理由書 二通

(3)収入証明書または所得証明書 二通

④申し込みの要領
申込書、その他提出書類は返却しません

⑤申込受付期間
昭和四十年四月一日から四月十日まで、時間は、午前九時〜午後四時(ただし土曜日の午後および日曜日を除く)

⑥受付場所
五所川原市役所市民課内、青森県住宅協会五所川原支所

⑦申し込みの際、印かん
⑧ご持参ください。

写真説明

- ① 中心施設(購売、公共施設)
- ② 中央公園
- ③ 児童遊園地
- ④ 宅地分譲
- ⑤ 公営住宅
- ⑥ 補助店舗
- ⑦ ガス施設
- ⑧ 汚水処理場
- ⑨ 宅地債券分譲地
- ⑩ 中層住宅
- ⑪ 分譲住宅
- ⑫ 幼稚園
- ⑬ 小学校
- ⑭ 中学校

松島住宅団地

縮尺 1:4,000

